令和４年度事務事業評価シート　　（評価対象年度　令和３年度）

●基本情報

事業名（取組名）		後期高齢者医療保険制度の周知				評価番号	2-3-10-1
担当課		保険年金課	係	後期医療係	予算科目	☑ 予算なし	
基本計画	基本方針	【２】いつまでも健康で元気あふれるまちづくり				会計	
	基本施策	【３】みんなを支える社会保障制度の充実				款	
	施策	【１０】後期高齢者医療制度の適正な運営				項	
	主な取組	①後期高齢者医療保険制度の周知				目	
						事業	

●計画　～PLAN～

根拠法令等	○ なし　◉ あり	名称	高齢者の医療に確保に関する法律
新規・継続	○ 新規　◉ 継続	事業開始年度	平成　20　年度　☐ 事業開始年度不明
事業期間	○ 期間限定あり（事業終了年度：令和　　年度）　◉ 単年度繰り返し　○ 単年度のみ		
実施手法（すべてチェック）	☑ 町が直接実施（直営）　☐ 委託〔☐ 全部委託　☐ 一部委託〕　☐ 補助金等 ☐ 町民協働　☐ 指定管理　☐ 事務局　☐ その他（　　）		
実施形態	☑町単独　☐国･県補助事業　☐国･県補助事業+町事業(上乗せ)　☐その他（　　）		
事業概要	茨城県後期高齢者医療広域連合と連携し，制度の周知を行います。		

●実施　～DO～

事業業績	新規資格取得時等に後期高齢者医療制度の概要を記載したリーフレットを配布し，広報・ホームページ等に随時必要な情報を掲載することで制度の周知を行いました。 リーフレット配布実績　令和元年度　３３８人 令和２年度　２４５人 令和３年度　３９５人

		主な歳出の節	令和元年度（実績）	令和２年度（実績）	令和３年度（実績）
支出	内訳				
	事業費　計				

		主な歳入の科目	令和元年度（実績）	令和２年度（実績）	令和３年度（実績）
財源	内訳	国支出金			
		県支出金			
		受益者負担金			
		地方債			
		その他			
		一般財源			
	事業費　計				

●評価　～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献していますか。	◉ 貢献している　○ 見直す余地がある	
		理由	医療制度の周知を行うことで，後期高齢者の健康増進に寄与することができるため。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当ですか。	◉ 妥当である　○ 見直す余地がある	
		理由	茨城県後期高齢者医療広域連合が定める広域計画において，市町村が行う事務として定められているため。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができますか。	○ 余地がない　◉ 見直す余地がある	
		理由	リーフレットについては広域連合が作成するため，工夫の余地はありませんが，窓口での説明や広報の方法については，日々改善に努めます。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できますか。	○ 可能性がある　◉ 可能性がない	
		理由	後期高齢者医療制度が廃止・休止となる見込みがないため。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できますか。	○可能性がある　○可能性がない　◉類似事業はない	
		理由	
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できますか。	◉ 余地がない　○ 余地がある	
		理由	事業費なし。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正ですか。	○ 適正である　○ 見直す余地がある ◉ 受益者負担を求める事業ではない	
		理由	

●改善　～ＡＣＴＩＯＮ～

今後の方向性	継続　（ ○ 現状維持　○ 縮小　◉ 改善　○ 拡大　）○ 休止　○ 廃止（終了）　○ 統廃合　○連携
	【理由】 引き続き適切な周知を実施することで，保険料納付の必要性を啓発するほか，後期高齢者の健康増進，医療費の適正化を推進します。

令和４年度事務事業評価シート　（評価対象年度　令和３年度）

●基本情報

事業名(取組名)	後期高齢者医療					評価番号	2-3-10-2
担当課	保険年金課	係	後期医療係	予算科目		☐ 予算なし	
基本計画	基本方針	【２】いつまでも健康で元気あふれるまちづくり			会計	【10】後期高齢者医療特別会計	
	基本施策	【３】みんなを支える社会保障制度の充実			款	【1001】総務費	
	施策	【１０】後期高齢者医療制度の適正な運営			項	【100101】総務費	
	主な取組	②後期高齢者医療保険料収納率の向上			目	【10010101】一般管理費	
					事業	【507】事務費	

●計画　～PLAN～

根拠法令等	○ なし　◉ あり	名称	高齢者の医療の確保に関する法律
新規・継続	○ 新規　◉ 継続	事業開始年度	平成　20　年度　☐ 事業開始年度不明
事業期間	○ 期間限定あり（事業終了年度：令和　　年度）　◉ 単年度繰り返し　○ 単年度のみ		
実施手法 （すべてチェック）	☑ 町が直接実施（直営）　☐ 委託〔☐ 全部委託　☐ 一部委託〕　☐ 補助金等 ☐ 町民協働　☐ 指定管理　☐ 事務局　☐ その他（　　）		
実施形態	☑町単独　☐国・県補助事業　☐国・県補助事業+町事業(上乗せ)　☐その他（　　）		
事業概要	後期高齢者の医療に要する費用の適正化を図るとともに，後期高齢者医療制度の運営が適正かつ円滑に行われることを目的とした事業です。		

●実施　～DO～

事業業績	普通徴収の納付書及び特別徴収の通知書を７月に発送し，未納がある場合には各期別ごとに督促状や未納通知を送付しました。必要に応じて，電話や臨戸訪問等の個別対応も随時実施しました。 収納率　令和３年度　99.85%

		主な歳出の節	令和元年度（実績）	令和２年度（実績）	令和３年度（実績）
支出	内訳	10　需用費	22,086　円	42,543　円	0　円
		11　役務費	681,122　円	454,868　円	609,184　円
		12　委託料	750,775　円	629,200　円	661,100　円
			円	円	円
			円	円	円
		その他	円	円	円
	事業費　計		1,453,983　円	1,126,611　円	1,270,284　円

		主な歳入の科目	令和元年度（実績）	令和２年度（実績）	令和３年度（実績）
財源	内訳	国支出金	円	円	円
		県支出金	円	円	円
		受益者負担金	円	円	円
		地方債	円	円	円
		その他	円	円	円
		一般財源	1,453,983　円	1,126,611　円	1,270,284　円
	事業費　計		1,453,983　円	1,126,611　円	1,270,284　円

●評価　～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献していますか。	◉ 貢献している　○ 見直す余地がある	
		理由	運営費の１割分を保険料で賄っており，制度運営に大きく貢献しています。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当ですか。	◉ 妥当である　○ 見直す余地がある	
		理由	法令等及び茨城県後期高齢者医療広域連合が定める広域計画において，市町村が行う事務として定められているため。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができますか。	○ 余地がない　◉ 見直す余地がある	
		理由	収納率は県内でも高順位であるが，口座振替の推奨や，保険料納付の重要性の周知によりさらに向上できる余地があります。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できますか。	○ 可能性がある　◉ 可能性がない	
		理由	後期高齢者医療制度が廃止・休止となる見込みがないため。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できますか。	○可能性がある　○可能性がない　◉類似事業はない	
		理由	
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できますか。	◉ 余地がない　○ 余地がある	
		理由	事業費は主に通知の郵送費用であるが，今後ますます被保険者が増加する見込みであることから削減は困難です。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正ですか。	○ 適正である　○ 見直す余地がある ◉ 受益者負担を求める事業ではない	
		理由	

●改善　～ＡＣＴＩＯＮ～

今後の方向性	継続　（ ○ 現状維持　○ 縮小　◉ 改善　○ 拡大　）○ 休止　○ 廃止（終了）　○ 統廃合　○連携
	【理由】 社会保障制度である後期高齢者医療保険制度を継続していくため，保険料の徴収は不可欠です。今後も引き続き，きめ細かな収納対策を実施していきます。

令和４年度事務事業評価シート　（評価対象年度　令和３年度）

●基本情報

事業名(取組名)	事務費（保健事業）					評価番号	2-3-10-3
担当課	保険年金課	係	後期医療係	予算科目		☐ 予算なし	
基本計画	基本方針	【２】いつまでも健康で元気あふれるまちづくり			会計	【10】後期高齢者医療特別会計	
	基本施策	【３】みんなを支える社会保障制度の充実			款	【1001】総務費	
	施策	【１０】後期高齢者医療制度の適正な運営			項	【100101】総務費	
	主な取組	③後期高齢者健康診査の推進			目	【10010101】一般管理費	
					事業	【507】事務費	

●計画　～PLAN～

根拠法令等	○ なし　◉ あり	名称	茨城県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱 利根町後期高齢者医療生活習慣病予防検診助成要綱
新規・継続	◉ 新規　○ 継続	事業開始年度	平成　21　年度　☐ 事業開始年度不明
事業期間	○ 期間限定あり（事業終了年度：令和　　年度）　◉ 単年度繰り返し　○ 単年度のみ		
実施手法 （すべてチェック）	☐ 町が直接実施（直営）　☑ 委託〔☑ 全部委託　☐ 一部委託〕　☐ 補助金等 ☐ 町民協働　☐ 指定管理　☐ 事務局　☐ その他（　　）		
実施形態	☐町単独　☑国・県補助事業　☐国・県補助事業+町事業(上乗せ)　☐その他（　　）		
事業概要	被保険者の健康保持や健康増進と医療給付費適正化のため，健康診査等の推進を図ります。 人間ドック・脳ドック受診料の助成：利根町近隣の１３医療機関で人間ドック・脳ドックを受診する際に人間ドック20,000円・脳ドック27,000円の受診料を助成します。 取手市医師会提携して集団健診・医療機関健診により健康診査を実施します。		

●実施　～DO～

事業業績	生活習慣病の早期発見のために実施する健診事業で健康診査及び人間ドックと脳ドックの受診費用の助成を行いました。 健康診査受診者数：令和３年度６０２人 人間ドック・脳ドック助成件数：令和３年１２７人（人間ドック１０７人・脳ドック２０人）

		主な歳出の節	令和元年度（実績）	令和２年度（実績）	令和３年度（実績）
支出	内訳	10　需用費	53,096　円	69,932　円	26,070　円
		11　役務費	449,695　円	103,836　円	341,671　円
		12　委託料	9,497,144　円	5,171,519　円	7,361,181　円
			円	円	円
			円	円	円
		その他	円	円	円
	事業費　計		9,999,935　円	5,345,287　円	7,728,922　円

		主な歳入の科目	令和元年度（実績）	令和２年度（実績）	令和３年度（実績）
財源	内訳	国支出金	円	円	円
		県支出金	円	円	円
		受益者負担金	円	円	円
		地方債	円	円	円
		その他	7,122,914　円	3,374,844　円	4,711,967　円
		一般財源	2,877,021　円	1,970,443　円	3,016,955　円
	事業費　計		9,999,935　円	5,345,287　円	7,728,922　円

●評価　～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献していますか。	◉ 貢献している　○ 見直す余地がある	
		理由	健診の実施により，被保険者の疾病や健康課題が早期発見され，被保険者の健康保持と医療給付費増加の抑制に寄与しています。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当ですか。	◉ 妥当である　○ 見直す余地がある	
		理由	茨城県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱により，茨城県後期高齢者医療広域連合は健康診査に係る業務を市町村に委託し実施すると定められているため。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができますか。	○ 余地がない　◉ 見直す余地がある	
		理由	周知の方法を工夫したり，指定委託医療機関を増やすことなどにより，受診率の向上の余地があります。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できますか。	○ 可能性がある　◉ 可能性がない	
		理由	後期高齢者医療制度が廃止・休止となる見込みがないため。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できますか。	○可能性がある　◉可能性がない　○類似事業はない	
		理由	健診スケジュールを国民健康保険の特定健診と同日とするなどして事務負担の軽減を図っていますが，保険者が異なるため，事業の統合はできません。
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できますか。	◉ 余地がない　○ 余地がある	
		理由	被保険者数（７５歳以上の高齢者）は増加しており，健康保持のための健康診査事業を継続するためには，事業費は拡大の傾向にあります。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正ですか。	○ 適正である　○ 見直す余地がある ◉ 受益者負担を求める事業ではない	
		理由	

●改善　～ＡＣＴＩＯＮ～

今後の方向性	継続　（ ○ 現状維持　○ 縮小　○ 改善　◉ 拡大　）○ 休止　○ 廃止（終了）　○ 統廃合　○連携
	【理由】 後期高齢者の人口は増加しており，健康維持のための健康診査事業を継続するためには，事業費は拡大傾向となります。また，令和３年度以降，国の交付金によるドック助成が廃止されているため，ドック助成のあり方についても検討が必要です。 今後も被保険者に対し，医療費の適正化や健康の保持増進の推進に努め，医療給付費の抑制を図る必要があります。